

町田市議会 政務活動費裁判

『違法支出！の判決下る！』



その1

東京地方裁判所 品田幸男裁判長は、2014年～2017年度の町田市議会政務活動費支出のうち、草の根が違法ではないかと提訴した 5218 件のうち、2649 件、合計金額約1007万円が「違法」であるとの判決を言い渡しました。

今号からシリーズで違法支出事例とその判決文(抜粋)を紹介します。



町田市民クラブ会派

【調査活動費・タクシー代】 目的はすべて市政相談

戸塚 正人	2014年 4月 14日 02時31分 1,150円
	2014年 5月 4日 04時26分 1,150円
	2014年 5月17日 01時57分 1,150円
	2014年 7月 6日 02時17分 790円
河辺 康太郎	2014年 11月 7日 01時03分 3,670円
	2015年 2月 6日 01時39分 3,670円
佐藤 和彦	2014年 10月 7日 02時38分 2,230円
石井 <にのり>	2014年 8月 2日 01時06分 1,330円

《判決 全額返還》

午前1時台から午前4時台に利用したものであることが認められるところ、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難く、被告又は会派まちだ市民クラブからは上記時間帯に降車することとなった具体的な事情についての立証はない。したがって、上記各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠き、改正前用途基準に適合していない支出であると認められる。



◎『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください！

<http://www.machida-kusanone.com>

【調査活動費・駐車場代と燃料代】 時間の重なる駐車とガソリンの給油



森本 せいや 2015年5月7日 シンコウパーク鶴川駅前9:37~10:11 200円

5月7日 シンコウパーク鶴川駅前9:38~12:48 1,000円

5月7日 10:07 ガソリン給油 3,270円

《判決 全額返還》

(前略)3件はいずれも駐車時間が重なっており、同一人が支出したものと認めることができない。一方、上記2件の駐車場代はほぼ同じ時間に同じ駐車場の利用を開始していることからすると、森本議員とその関係者による利用である可能性が高い。一方、森本議員の利用に係る支出がいずれであるかについては証拠上めいかくではないところ、少なくとも低い方の支出額分については森本議員が支出したものと認めるのが相当である。
(中略) C15-193 及び447は森本議員以外の第三者の支出のため政務活動費を充当することは許されないと解するのが相当である。

自由民主党会派

【調査活動費・燃料代】 本会議中の給油に係る支出

松岡 みゆき ①2014年 6月11日 午後1時40分ガソリン給油 3,000円

②2017年 9月6日 午後0時32分ガソリン給油 2,987円

《判決 全額返還》

証拠(甲の8の1)及び弁論の全趣旨によれば、①は議会開催日(午前10時開会、午後4時32分散会)の午後1時40分に給油されていること、②は、議会開催日の午後0時32分に給油されていることがそれぞれ認められ、いずれも松岡議員以外の者が給油したことが推認されるから、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証がされたといえる。これに対し、被告又は会派自民党はこれを覆すに足りる立証をしないから、上記各支出は本件各使途基準に適合していないものと認めるのが相当である。

渡辺 徹太郎 2014年 9月4日 午前10時31分ガソリン給油 3,000円

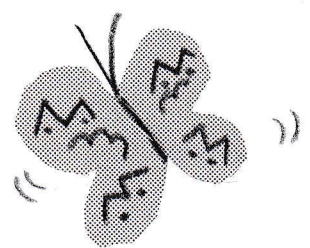
おさむら 敏明 2017年 12月6日 午後2時51分ガソリン給油 4,571円

いわせ 和子 2017年 6月12日 午後1時38分ガソリン給油 2,000円

《判決 全額返還》

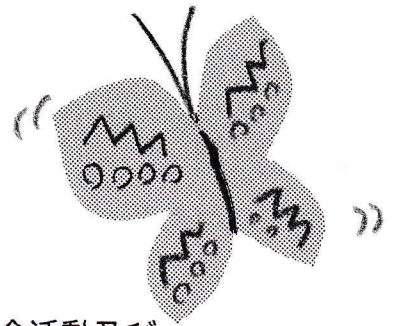
前述の松岡みゆき議員の内容に同じ。

(いずれも、本会議開催中の議員以外の第三者によるガソリンの給油。)



【広報費】(動画撮影代)

木目田 英男 2016年 1月8日 動画撮影代 10,000円



《判決 全額返還》

(前略)本件用途基準における「広報費」とは、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」であり、動画撮影代は典型的な政務活動費に該当するものとはいえず、また、上記動画撮影代が上記「広報費」に該当すると認めるに足りる証拠はないから、上記支出は、改正前用途基準に適合していない支出であると認めるが相当である。

保守連合会派

【調査活動費・駐車場代】(町田市立総合体育館駐車場代)

白川 哲也 2016年9月9日 現地調査 17時59分~20時45分 200円

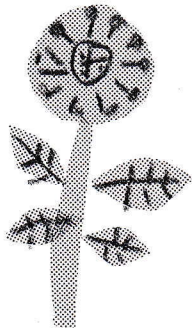
9月16日 打ち合せ 18時11分~19時43分 100円

9月30日 打ち合せ 18時24分~20時49分 150円

10月14日 打ち合せ 18時35分~19時39分 100円

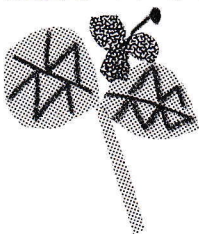
10月28日 現地調査 18時22分~20時51分 150円

11月4日 現地調査 18時29分~19時52分 100円



《判決 全額返還》

(前略)白川議員のブログ(甲42の1)において、「今年も昨年に引き続き社交ダンスの初心者講習会に参加しました！計10回の講習会は参加出来たり出来なかったりで 覚えるのに苦労しましたが、昨年よりは着実に成長したように思います。」と記載されていることからすると、白川議員の同講習会への参加が政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたと認められ、被告又は会派保守連合においてこれを覆すに足りる立証を行ったとは認められない。したがって、上記各支出については、改正後用途基準に適合していない支出であると認められる。



【研修・研究・会議費】



新井 よしなお 2015年 6月23日 ぞっこん町田98 ‘サポーターズクラブ年会費 10,000 円

2016年 5月24日 ぞっこん町田98 ‘サポーターズクラブ年会費 10,000 円

《判決 全額返還》

証拠(甲17の2, 甲75)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出はよさこいチーム「ぞっこん町田98」のサポーターズクラブの年会費に係るものであること、同チームは町田市を盛り上げるために町田市、町田商工会議所及び青年会議所を中心に踊りを中心とした新しい祭りを検討する組織の立ち上げに伴い招集されたものであり、町田市内の祭りやイベントにおいての地域活性化活動、各地で町田市のPR活動等をしていること、サポーターズクラブメンバーは、会費として年間1口1万円以上を支払うものとされているものの、上記メンバーには同チームが開催する研修会や講習会等への参加資格があると認めるに足りる証拠はなく、また、会派保守連合又は新井議員が同チームに対して調査研究のための調査を委託したという事情もないことからすれば、上記各支出は「会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費」に該当するとは認められず、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

裁判所の判断と今後の課題

今回の地方裁判所の判決は多数の件数、多額の金額について違法を認めるもので、妥当な判断だと思っています。今回こちらが主張した違法な支出は多岐にわたりますが、これは明らかにおかしい、というものについてはもれなく違法と判断されたのではないのでしょうか。訴訟になった後も会派が真実を明らかにしないという態度をとったりしたことは不適切でしょうし、会派の弁解は不合理なものもありました。裁判所もそのような会派の不適切は認めないことをはっきりさせたものと思います。

一方、こちらが違法と主張した支出について、違法とは認められないという判断もされました。裁判所の判断根拠については詳細な検討が必要ではあると思いますが、真実は違法とされるべき支出が、証拠の不十分やこちらの調査の限界で、結果として違法とまでは認められない、という判断に至ったものがあるのではないのでしょうか。そうであれば、それはあくまで訴訟という機能の限界に過ぎず、会派の支出が適切であったことを裏付けるものではないと思います。会派としては住民に対して説明責任を尽くすべきですし、今回の判決を十分に検討して猛省し、今後の政務活動費の使い方を改めるべきでしょう。より多くの市民の皆様がこの問題について関心を持ち、町田市議会のチェックをしていただくことが必要です。

原告訴訟代理人 弁護士 針ヶ谷 健志

